2　日本郵便株式会社は、前項に規定する書類を機構に提出したときは、速やかに、当該書類をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（貸借対照表及び損益計算書の様式）

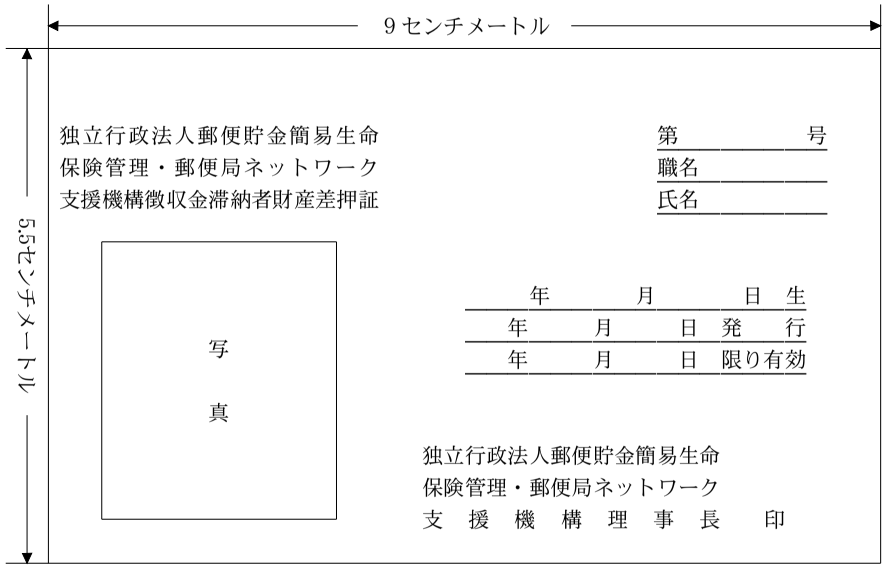
第十六条　機構に係る貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第二により作成しなければならない。

（立入検査の証明書）

第四十一条　法第三十一条第二項及び機構に係る通則法第六十四条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別紙様式第三によるものとする。

別紙様式第一（第十一条の七関係）

（表）



（裏）

この証明書を所持する職員は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法の規定による拠出金及び延滞金を滞納している者の財産差押の権限を有する。

別紙様式第二　［略］

別紙様式第三（第四十一条関係）

［（表）略］

（貸借対照表及び損益計算書の様式）

第十六条　機構に係る貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第一により作成しなければならない。

（立入検査の証明書）

第四十一条　法第三十一条第二項及び機構に係る通則法第六十四条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別紙様式第二によるものとする。

［新設］

別紙様式第一　［同左］

別紙様式第二（第四十一条関係）

［（表）同左］